

川越

No.831

平成6年1月25日



一番街から少し奥まったところに見える長喜院の山門。石畳の通りと連なるように整備された山門周辺は「路地」のいい雰囲気を醸しています。つくばいとベンチが設けられたスペースは、ひと休みにもってこいの場所。山門の隣には、雪の日に命を落とした白孤をまつったという雪塚稻荷があります。「雪塚稻荷」の伝説を知ると、ちょっと趣も変わり、雪の日には狐が姿を現しそうな静かな場所。「初午」はなく4月12日が例大祭と聞きました。



シリーズ100
[幸町]

わたしたちのまち 平成6年1月1日現在(在住外国人を含む)

人口 313,090人 前月比+199人 ■男158,406人 ■女154,684人

●出生 238人 ●死亡 137人 ●転入等 1,169人 ●転出等 1,071人

世帯数 105,928世帯 前月比+140世帯

川越市民憲章(抜粋)

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

- 二十歳でスタート! 国民年金
- 交通事故共済にご加入を
- ひとり親家庭等医療費支給制度
- お知らせパック
- けんこう
- 市議会編

市・県民税の申告

問い合わせ
市民税課内線832

2月15日(火)から市・県民税の申告受け付けが始まります。申告用紙は、2月上旬、該当すると思われる方に郵送します。下記の「申告が必要な方」に当てはまり、用紙が届かない場合は、市民税課または各出張所に用意してある申告用紙を使用してください。

申告が必要な方

①平成6年1月1日現在、川越市に住んでいて昨年中に所得のあった方（申告しなくてもよい方の欄に該当する方は、申告する必要はありません）

②次にあげる給与所得者

●給与以外に所得のある方

●勤務先から給与支払報告書の提出がなかった方

●昨年中に退職した方

●雑損控除、医療費控除、寄付金控除を受けようとする方

●2か所以上から給与を受けている方

③川越市外に住んでいるが市内に事務所、事業所などを有する方および市内に家族がいて単身赴任している方

※給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、市・県民税については申告する必要があります。

申告がない場合、銀行ローンの借り入れ・住宅申し込み・保育所入所時などに使用する所得の証明書は発行できません。

申告しなくてよい方

①給与所得者で勤務先から給与支払報告書（源泉徴収票）が提出される方
②昨年分所得税の確定申告をする方

申告に必要なもの

①平成6年度市・県民税申告書
②印鑑
③源泉徴収票または給与明細書
④昨年支払った社会保険（国民健康保険・国民年金等）・生命保険の領収書など控除に必要な書類（障害者手帳など）
⑤営業所得、不動産所得などのある方は、収入・経費のわかる帳簿など

平成6年度の主な改正点

①みなし法人課税の特例制度の廃止＝事業所得、不動産所得のある方で、みなし法人課税を選択していた方は、平成5年度の適用を最後に、特例制度が廃止されました。

②ふるさと寄付金控除制度の新設＝都道府県、市町村、特別区などの自治体に年間10万円を超す寄付をした場合、10万円を超えた寄付金額が、所得控除の対象になりました。

市・県民税の申告・相談受付日程

受付時間＝午前9時～午後4時

受付日	受付会場
2/15(火)	川越市農協古谷支店
2/16(水)～18(金)	高階南公民館
2/21(月)	山田中学校
2/22(火)・23(水)	大東公民館
2/24(木)	南公民館
2/25(金)	霞ヶ関北公民館
2/28(月)・3/1(火)	霞ヶ関公民館
3/2(水)・3(木)	川越西文化会館
3/4(金)	福原公民館
3/7(月)	芳野公民館
3/8(火)・9(水)	南古谷公民館
3/10(木)・11(金)・14(月)・15(火)	川越市民会館大会議室

※混雑を緩和するため「市・県民税申告書の手引き」にある地区ごとの指定日にお越し下さい。指定日に都合が付かない場合は、近くの会場または役所（2月）をご利用ください。

申告は、正しく、お早めに。

市・県民税の申告 2月15日(火)～3月15日(火)
所得税の還付申告 2月1日(火)～3月15日(火)



所得税の還付申告

問い合わせ
川越税務署内線42-1411

年末調整が済んでいる給与所得者で、昨年中に多額の医療費を支払ったり、住宅を取得したりした場合は、一定の要件に合えば、還付の申告をすることによりすでに納めた所得税が戻ってきます。必要な書類を用意し、下表の会場までお出かけください。

該当する方

●住宅ローン等を利用し、自分の住宅を新築・購入・増改築した方（居住用財産の譲渡所得の特例などを受ける場合を除く）

●本人や家族のために1年間で実際に支払った医療費が、原則として100,000円以上の方

●中途退職者（結婚などにより、昨年中に退職し、その後勤務していない方）

還付申告の受付日程

受付時間＝午前9時30分～11時30分

午後1時～4時

月 日	会 場
2/1(火)～3/15(火) 土・日曜日、祝日を除く	川越福祉センター
2/3(木)	川越市民会館
2/4(金)	川越西文化会館
2/7(月)	霞ヶ関公民館
2/8(火)	高階南公民館
2/9(水)	大東公民館
2/10(木)	霞ヶ関北公民館

※1月から、税務署でも申告を受け付けています。

申告に必要なもの

①どなたでも必ず持つて来ていただくもの

- ①源泉徴収票
- ②印鑑
- ③振り込み金融機関の口座番号がわかるもの
- ④筆記用具
- ⑤計算用具

②住宅取得等特別控除による還付を受ける方

- ①②あげた①～⑤
- ②家屋の登記簿の謄本または抄本
- ③請負契約書または売買契約書の写し
- ④住民票の写し
- ⑤借入先で交付された借入金の年末残高証明書
- ⑥増改築の場合は建築確認通知書・検査済証または建築士の発行する増改築証明書

③医療費控除による還付を受ける方

- ①②あげた①～⑤
- ②支払った医療費の領収書など
- ③社会保険、共済組合などから補てんされた医療費などの金額がわかるもの
- ④生命保険会社などから支払われた入院給付金などがわかるもの
- ⑤昨年中に退職した方
- ⑥あげた①～⑤
- ⑦昨年支払った社会保険（国民健康保険・国民年金等）、生命保険の領収書など控除に必要な書類（障害者手帳など）
- ⑧結婚して姓が変わった場合は住民票の写し

医療費控除

本人や家族のために支払った医療費があるとき、次の計算式に基づいて医療費の控除が受けられます。

$$\text{昨年中に支払った医療費} - \text{保険などから補てんされた額} - 10万円または所得の5\% = \text{医療費控除額(最高200万円)}$$

医療費に該当するもの

医師や歯科医師に支払った診療費・治療費▶治療のための薬代▶入院のための費用▶治療のための鍼灸・マッサージなどの費用▶保健婦などに支払った療養上の世話の費用▶出産費用▶通院のための交通費▶通常必要な医療器具の購入代や賃借料

医療費に該当しないもの

医師や看護婦への謝礼▶美容整形や健康診断の費用▶医薬品以外の薬や健康食品の購入代▶治療以外のマッサージ費用▶歩行困難・重症でない方の通院タクシー代▶近視・老眼用のメガネ、コンタクトレンズの購入代▶入院中の身の回り品（衣類・洗面具など）の購入代

川越税務署には、駐車場はありません。車での来場は、ご遠慮ください。

市立図書館の催し

市立図書館☎22-0559
対象は、いずれも幼児から小學生。当日直接会場へ。無料。

子ども映画会

「ふたりのローラ」と「ニエルのふしぎな旅」
日時：2月20日(日) 午前10時～午後2時
人件費：2時～定員：先着百二十人

子どもビデオ上映会

「アルプスの少女ハイジ」ほか。
日時：2月12日(土) 午前10時～午後2時
定員：先着百二十人

天体観望会

こどもの城☎25-7288
日時・内容：2月12日(土) 午前10時～午後4時
定員：先着百人

こどもの城の催し

「アルプスの少女ハイジ」ほか。
日時：2月12日(土) 午前10時～午後2時
定員：先着百二十人

「いのちの電話ボランティアになりませんか

人のつながりを持ちにくい現代社会では、不安と孤独に苦しみ、時には自殺に追い込まれる人も少なくありません。『いのちの電話』は、このような人たちと電話を通して話し合い、再び生きる喜びを見いだしていくことを願って生まれたボランティアです。

資格：25歳～50歳の男女
経費：申込金2,800円・研修費50,000円

申し込み：2月21日(月)までに申込用紙と必要書類・申込金を添えて〒335蕨駅便局私書箱7号「埼玉いのちの電話」事務局☎048-432-9866

※ボランティアになるまでに、およそ1年半の研修期間が必要です。

●'93消費者力レッジ 輸入品、知つておくと便利

みませんか個人輸入

生活情報センター☎26-7066
日時：2月14日(月)～3月23日(水)

午後1時30分～3時30分 会場：アトレ六階コミュニティール

ムA 定員：先着五十人 経費：無料
申し込み：2月2日(木)

午前11時から電話で生活情報セ

ンター（電話可）

●潜伏看護職員就職相談会

未就業の保健婦・助産婦・看護婦(士)・准看護婦(士)で再就職を希望する方が対象。

日時：2月17日(木) 午後1時～

会場：埼玉看護研修センター（与野市）

内容：講演会「看護の仕事」▼求人医療機関との就職

ナースバンク☎048-824-1726
6か県医療整備課☎048-830-3543

4月16日(木) 午後2時から、東武

ホテル。無料。連絡先：川越商工

新規開拓大会

日本将棋連盟川越支部主催。2月13日(日)、午前10時～、大東南公民館。小・中学生千二百円、高校生以上一千五百円（昼食付き）。連絡先：若林清☎22-1783

■ベーパークラフト講習会

川越たばこ商業協同組合主催。

先着五十人。2月9日(水)、午後1時～5時、南公民館。無料。持ち物：たばこの空き箱（三十個くらい）

■手作りひな人形講習会

けやき会主催。木目込みのひな人形作り。2月2日～23日、毎週水曜日、午前10時～正午、川越西文化会館。六千五百円。連絡先：

石井明子☎32-4682(午後3時以降)

■ひな人形作り

みちゆき会主催。木目込み人形、立ちびなど。2月7日～28日、毎週月曜日、午前10時～正午、中央公民館。六千五百円から。連絡先：

白木清美☎25-4691

■人生勉強会

人間とは、人生とは。本当の生き方について考える。2月12日(土)、午前10時～、南古谷公民館。無料。

連絡先：齊藤正克☎35-5963

●退職準備セミナー

勤職者医療制度と老人保健制度および年金制度の早わかり。

日時：2月17日(木) 午後6時30分～8時30分 会場：川越福祉センターオンターナー 対象：定年退職者間

セミナー☎内線22-6226

退職者医療制度と老人保健制度

度および年金制度の早わかり。

日時：2月17日(木) 午後6時30分～8時30分 会場：川越福祉センターオンターナー 対象：定年退職者間

セミナー☎内線22-3100

難聴者の方への講演会

埼玉県難聴者・中途失聴者協会主催。「みんなの幸せ」をテーマに難聴者、中途失聴者のこれから生き方、楽しい人生を過ごすためのヒントなど。OHPスクリーンを用意します。2月11日㈭、午後2時～3時、埼玉県障害者交流センター（浦和市）。無料。連絡先：

八島弥生☎FAXとも25-7259

川越商業研究会オーラム94

川越融合化研究グループなど主催。パネルディスカッション、「製品開発におけるノウハウ」、基調講演会「21世紀まで生き残れる企業」

セミナー（浦和市）。無料。連絡先：

丸広百貨店十階。無料。連絡先：川越商業高等学校☎43-0800

実践倫理婦人の集い

（社）実践倫理宏正会主催。女性を対象に「これから家庭に求められるもの」がテーマの講演会。2月11日㈭、午前10時～11時45分、丸広百貨店十階。無料。連絡先：

越商業高等学校☎43-0800

実践倫理婦人の集い

（社）実践倫理宏正会主催。女性を対象に「これから家庭に求められるもの」がテーマの講演会。2月11日㈭、午前10時～11時45分、丸広百貨店十階。無料。連絡先：

川俣たねお☎42-2903

新春将棋大会

日本将棋連盟川越支部主催。2月16日(水)、午後2時から、東武

ホテル。無料。連絡先：川越商工

参加してみませんか

新規開拓大会

日本将棋連盟川越支部主催。2月13日(日)、午前10時～、大東南公民館。小・中学生千二百円、高校生以上一千五百円（昼食付き）。連絡先：若林清☎22-1783

■ベーパークラフト講習会

川越たばこ商業協同組合主催。

先着五十人。2月9日(水)、午後1時～5時、南公民館。無料。持ち物：たばこの空き箱（三十個くらい）

■手作りひな人形講習会

けやき会主催。木目込みのひな人形作り。2月2日～23日、毎週水曜日、午前10時～正午、川越西文化会館。六千五百円。連絡先：

石井明子☎32-4682(午後3時以降)

■ひな人形作り

みちゆき会主催。木目込み人形、立ちびなど。2月7日～28日、毎週月曜日、午前10時～正午、中央公民館。六千五百円から。連絡先：

白木清美☎25-4691

■人生勉強会

人間とは、人生とは。本当の生き方について考える。2月12日(土)、午前10時～、南古谷公民館。無料。

連絡先：齊藤正克☎35-5963

仲間になりませんか

水彩、挿絵など。初心者が対象。

月二回、土曜日、午前9時～30分～親のサークル。月一回、午後1時～

30分～3時30分、保健センター。

入会金五百円。連絡先：川口幸美

☎41-9075

MCC（乳幼児サークル）

生後3ヶ月～1歳の乳幼児と母

月三回、午前10時～正午、田園

ハイツ川越集会所（今福）。月七百

円。連絡先：小関芳子☎42-96

36（午後6時以降）

会議所☎22-3100

第十一回埼玉県高等学校写真連

盟西部地区写真連

2月3日木、8日火、午前10時～午後5時、（8日は午後2時まで）

丸広百貨店十階。無料。連絡先：川

本町・第三生命ビル七階）▼還

正午、午後1時～3時、同支部（脇

金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時、（午前10時を除く）午前12日土、14

付申告無料相談=2月12日土、14

田本町・第三生命ビル七階）▼還

2月13日木、8日火、午前10時～午後4時、（8日は午後2時まで）

丸広百貨店十階。無料。連絡先：川

越福寺局☎46-6188

相談と申告書作成（住宅取得控除

小額（六百万円以下）の返付申告

付申告無料相談=2月12日土、14

月11日祝、午前10時～11時45分、

川俣たねお☎42-2903

■無料税務相談所と還付申告無料

相談=川俣たねお☎42-2903

月11日祝、午後1時～2時、上戸

入間川にサケを放流

月11日祝、午後1時～2時、上戸

運動公園わきの入間川。連絡先：

杉浦公昭☎35-3193

■新婦人たけのつご（人形劇）

月三回、午前10時～正午、田園

ハイツ川越集会所（今福）。月七百

円。連絡先：小関芳子☎42-96

●新婦人たけのつご（人形劇）

月三回、午前10時～正午、田園

ハイツ川越集会所（今福）。月七百

円。連絡先：小関芳子☎42-96

36（午後6時以降）

会議所☎22-3100

生後3ヶ月～1歳の乳幼児と母

月三回、午前10時～正午、田園

ハイツ川越集会所（今福）。月七百

円。連絡先：小関芳子☎42-96

36（午後6時以降）

会議所☎22-3100

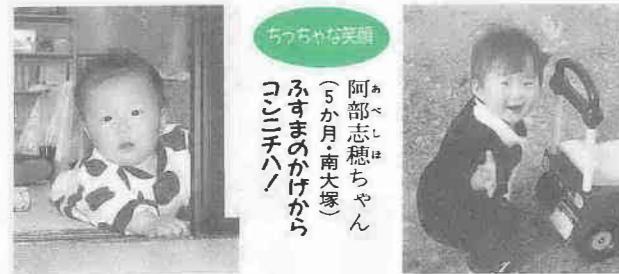
生後3ヶ月～1歳の乳幼児と母

月三回、午前10時～正午、田園

ハイツ川越集会所（今福）。月七百

円。連絡先：小関芳子☎42-96

36（午後6時以降）



けんこう

●2月の乳幼児健診

4か月児・1歳6か月児・3歳児が対象。日程は、「予防接種・健(検)診日程表」で確認を。該当児には、通知を送付。
受付時間…4か月児・1歳6か月児=午後1時30分~2時30分▶3歳児=午後1時15分~2時 持ち物…母子健康手帳▶4か月児=バスタオル、問診票▶1歳6か月児=歯ブラシ▶3歳児=アンケート用紙、尿袋
問い合わせ…4か月児・1歳6か月児=保健センター▶3歳児=川越保健所

●保健センターの乳幼児相談

希望者は当日直接保健センターへ。無料。
内容…身体測定・育児相談・栄養相談・歯科相談 受付時間…午前9時30分~11時
持ち物…母子健康手帳 問い合わせ…保健センター

月 日	相 談 名	対 象
2. 7(月)	乳児相談	7か月未満
2.28(月)	乳幼児相談	7か月~就学前

●公民館等の乳幼児相談

内容…身体測定・育児相談・栄養相談 受付時間…午前10時~11時(2月2日は午後1時30分~2時30分) 持ち物…母子健康手帳 申し込み…2月1日(火)、午前10時から電話で保健センター ※身体測定のみの方は申し込みは必要ありません。
※西文化会館では、「歯科相談」も実施。

月 日	会 場	対 象
2. 2(水)	アトレ地下1階 コミュニティームB	5か月~1歳未満
2.15(火)	大東南公民館	2か月~就学前
2.17(木)	高階公民館	
2.21(月)	西文化会館	
2.21(月)	南古谷公民館	

●楽しいマタニティー・スクール

妊娠体操・赤ちゃんの育て方などを学習。
日時…3月1日~4月5日までの毎週火曜日、午後1時15分~3時30分 会場…保健センター 対象…6月・7月ごろ出産予定の初妊婦で経過良好な方(病院で受講している方は除く) 定員…先着40人 持ち物…母子健康手帳・冊子「すこやかな子を生むために」(妊娠届を提出したときに配布)・筆記用具 申し込み…2月10日(火)、午前10時から電話で保健センター

●赤ちゃん教室

赤ちゃんとお母さんの楽しい広場です。保健婦による育児アドバイスもあります。
①日時…2月9日(火)、午前10時~正午(受付時間=午前9時45分~10時) 会場…保健センター 対象…平成5年10月・11月生まれの子とその親 申し込み…2月4日(金)、午前10時から電話で保健センター
②日時…3月4日(金)、午後1時30分~3時30分(受付時間=午後1時15分~1時30分) 会場…保健センター 対象…平成5年11月・12月生まれの子とその親 申し込み…2月21日(月)、午前10時から電話で保健センター
※①②とも、定員…先着25組 持ち物…母子健康手帳・バスタオル

●すくすく教室(10ヶ月児相談)

内容…身体測定・発達の確認・育児教室(生活習慣、歯の手入れなど) 対象…平成5年3月・4月生まれの子 定員…先着30人 持ち物…母子健康手帳 申し込み…2月2日(火)、午前10時から電話で保健センター

●貧血予防教室

対象…市内在住の方 会場…保健センター 時間…午後1時30分~ 定員…先着30人 申し込み…2月1日(火)、午前10時から電話で保健センター 対象…市内在住の主婦・先着20人 申し込み…1月31日(月)、午前10時から電話で保健課保健指導係

●健康相談(循環器について)

血圧の高い方、コレステロール、中性脂肪の気になる方に専門医が相談に応じます。
日時…2月18日(金)、午後1時30分~2時30分 会場…保健センター 対象…市内在住の成人 定員…30人 申し込み…2月7日(月)、午前10時から電話で保健課保健指導係

●乳幼児の食事と歯みがき教室

教室名(対象)	月 日	会 場	時 間	定 員	申 し 込 ん
離乳食と歯みがき教室(4か月~6か月)	2. 7(月)	保健センター	午前10時~11時30分 受け付けは、午前10時15分まで	—	当日直接会場
かみかみ食と歯みがき教室(1歳~1歳3ヶ月)	3.14(月)	高階南公民館	午前10時~正午 受け付けは、午前10時15分まで	先着20組	2月2日(火)、午前10時から 電話で健康課保健指導係
幼児のおやつと歯みがき教室(2歳~就学前)	3. 4(火)	保健センター	午前10時~正午 受け付けは、午前10時15分まで	先着20組	2月2日(火)、午前10時から 電話で健康課保健指導係

*それぞれの教室とも、タオルと現在使っている歯ブラシを持ってきてください。

- 川越市役所 ☎24-8811
健康課管理係 (内線252)
予防係 (内線254)
保健指導係 (内線257)
- 保健センター ☎24-8611
●川越保健所 ☎24-0380

2月のけんこうカレンダー

1 火	3歳	保健センター 午後1時15分~2時
2 水	1歳 6ヶ月	保健センター 午後1時30分~2時30分
3 木	1歳 6ヶ月	保健センター 午前10時~11時
4 金	1歳 6ヶ月	保健センター 午前10時~11時
5 土		
6 日	在医	せきや眼科(眼) 脇田町5-2 ☎24-5210 午前9時~午後5時
7 月	乳児	保健センター 午前9時30分~11時
8 火		
9 水	4ヶ月	保健センター 午後1時30分~2時30分
10 木	1歳 6ヶ月	高階南公民館 成人 午前10時~11時
11 祝	在医	原整形外科(整・外) 的場北2-13-13 ☎31-6161 午後9時~午後5時
12 土	献血	高階南公民館 午前10時~正午 砂氷川神社 午後1時~3時
13 日	在医	吉武皮膚科クリニック(皮) 的場2244-2 ☎33-6861 午前9時~午後5時
14 月	3歳	保健センター 午後1時15分~2時
15 火	3歳	大東南公民館 成人 午前10時~11時
16 水	4ヶ月	保健センター 午後1時30分~2時30分
17 木		
18 金	4ヶ月	西文化会館 午後1時30分~2時30分
19 土		
20 日	在医	康正会病院(内・外・整・胃・循) 山田375-1 ☎24-2711 午前9時~午後5時
21 月	成人	南古谷公民館 午前10時~11時
22 火	4ヶ月	大東南公民館 三種 午後1時30分~2時30分
23 水	4ヶ月	保健センター 午後1時30分~2時30分
24 木	三種	古谷公民館・大東公民館 午後1時30分~2時30分
25 金	4ヶ月	高階公民館 三種 午後1時30分~2時30分
26 土	献血	日赤川越献血ルーム 午前10時~午後1時・午後2時~5時30分
27 日	在医	吉川産婦人科(産婦) 大手町13-5 ☎22-0510 午前9時~午後5時
28 月	乳幼	保健センター 成人 午前9時30分~11時

2月1日~7日は「成人病予防週間」です。
ご自分の健康を振り返ってみませんか。

記号の見方

4月	…4か月児健診	1歳 6ヶ月	…1歳6か月児健診	3歳	…3歳児健診	在医	…休日の在宅当番医
乳児	…乳児相談(7か月未満)	乳幼	…乳幼児相談(7か月~就学前)	成人	…成人健康相談	離乳	…離乳食と歯みがき教室(4か月~6か月)
三種	…三種混合予防接種						

*表中の時間は、すべて受付時間です。

*「予防接種・健(検)診日程表」「予防接種・健診手帳」とあわせてご覧ください。

3月を刻む

34

笑いとすゝり 布袋尊

養寿院（元町一）



版画と文 松平静江さん

お正月を迎えると、昨日と今日と変わらない時の流れの中にあるのに、なにか新鮮で、まわりが違つてみえるのは、私だけでしょうか。今年もまた、七福神めぐりをして、健康と家内安全を祈願し、心を新たにしています。

この布袋尊は、大きなおなか、短めの両手をあげて、ユーモアたっぷりです。「笑う門には福来る」。思わず笑ってしまいます。

「布袋尊は、中国時代の禪僧で名は契此、小柄だが巨大な太鼓腹、大きな袋を背負い各地を放浪し、人々の吉凶を占い、福德を施して倦むことがなかつたといいます。また、未来仏たる弥勒菩薩の化身ともいわれます」と七福神まいりのパンフレットにかかれています。

養寿院は寛元二年（一二四四）河越太郎重頼の曾孫経重が開基となり、阿闍梨田慶が開いた寺です。大屋根のすばらしさ、静寂さは心あらわれます。

TV わが街川越 番組ガイド

30ch テレビ埼玉 毎週火曜日 午後5時30分～5時40分 再 午後10時15分～10時25分

■一部変更になることがあります。あらかじめご了承ください。

1.25

TUESDAY



喜多院

南大塚の餅つき踊り

毎年1月15日(祝)に南大塚の西福寺で行われる、「餅つき踊り」の様子を紹介します。成人を祝うこの行事は、県指定の無形民俗文化財。歌にあわせおもしろおかしく踊りながら餅をつき、近くの菅原神社に奉納されます。

2.1

TUESDAY



川越の見どころ図鑑 喜多院周辺(再)

川越の見どころを紹介するシリーズ。喜多院周辺を歩き、喜多院、仙波東照宮、中院、成田山別院、日枝神社、七曲がりを紹介します。文化財の宝庫ともいえるこの一帯、ゆっくり歩くと楽しい発見があるかもしれません。

2.8

TUESDAY

橋本家住宅

養老橋（古市場）のたもとにあり、新河岸川改修のため解体されることになった旧橋本家住宅の保存が決定しました。しょう油醸造と回漕を営み、川を行き交う舟運の様子を見守ってきた建物の歴史について紹介します。

★市立図書館で平成3年度放送分までの「わが街川越」が見られます。

■発行／平成6年1月25日（毎月10日・25日発行）

■編集／川越市広報課 〒350 埼玉県川越市元町1-3-1 ☎0492-24-8811内線433

■発行人／川越市長 舟橋功一

■印刷／有新広社

市議会第五回定例会から

平成6年1月25日発行

文化施設条例の一部改正などを可決

平成四年度決算特別委員会を設置

川越市議会第五回定例会は、二月六日午後一時市役所に招集されました。会期は一九日間で、継続審査案件を含め三八件を審議し、一二月二十四日閉会いたしました。

条 例



- ▽ 川越市役所出張所設置条例及び川越市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数条例の一部を改正する条例を定めることについて
——原案可決——
- 町の区域の新設に伴い、本条例の一部を改正したもので、川越市育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例を定めることについて
——原案可決——
- 川越市都市景観条例の一部を改正する条例を定めることについて
——原案可決——
- 川越市川越運動公園建設委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて
——原案可決——
- 川越市道路線の認定について
——原案可決——
- 川越市駅西口第二工区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を定めることについて
——原案可決——

本年度決算特別委員会を設置することについて
——原案可決——

川越市議会の審議の充実を図るために、その名称を川越南文化会館とし、使用料を定めたもので、委員の増員をしたものです。

本年もどうぞよろしくお願いいたします

川越市議会



▽ 川越都市計画川越駅西口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を定めることについて
——原案可決——

本条例は、川越駅西口第二工区土地区画整理事業を実施していくうえでの保留地を定めるにあたり、その処分に関する規定の整備を図ろうとするものです。

▽ 川越市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて
——原案可決——

下水道法施行令の一部改正に伴い、特定事業場から下水へ排出される水質の基準を改正しようとするとるものであり、新たに窒素及びりんの排水規制を行うものです。

▽ 川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
——原案可決——

一般職の職員の給与の改善等を行つたもので、給与の引上げ率は平均一・九%です。

▽ 川越市廃棄物減量等推進審議会条例の一部を改正する条例を定めることについて
——原案可決——

一般職の職員の給与の改善等を行つたもので、給与の引上げ率は平均一・九%です。

▽ 川越市道路線の認定について
——原案可決——

道路の新設に伴い、大字寺尾地内の一一路線の認定を行つたものです。

▽ 川越市道路線の認定について
——原案可決——

伊勢原町地内の三路線の認定を行つたものです。

補正予算

計画川越駅西口第二工区土地
区画整理事業特別会計補正予算(第一号) —原案可決—
平成五年度川越市水道事業
会計補正予算(第一号)
以上三件の補正予算は一般職員の給与に関する条例の一
部改正に伴う予算措置です。

原案可決 —原案可決—
以上三件の補正予算は一般職員の給与に関する条例の一
部改正に伴う予算措置です。

請願4件は

続審

総審

